

2024年3月6日

各位

会社名 大和アセットマネジメント株式会社  
(管理会社コード：13054)  
代表者名 代表取締役社長 小松 幹太  
問合せ先 ラップ・ETF ビジネス部 長尾 健司  
(連絡先 03-5555-3472)

## 上場投資信託（ETF）の投資信託約款変更のお知らせ

当社は、下記のとおり、上場投資信託（ETF）の投資信託約款を変更することを本日決定しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 銘柄名（銘柄コード）

iFreeETF JPX プライム 150（2017）

#### 2. 変更内容および変更理由

費用削減により運用成果の向上を図るため、信託報酬率（税抜き）を以下のとおり引き下げます。（下線部を変更）

##### 【現行】

次のイ. およびロ. の合計額

イ. 信託財産の純資産総額に年率0.16%を乗じて得た額

(内訳：委託会社 年率0.13%、受託会社 年率0.03%)

ロ. 株式の貸付を行った場合、品貸料に50%を乗じて得た額

##### 【変更後】

次のイ. およびロ. の合計額

イ. 信託財産の純資産総額に年率0.15%を乗じて得た額

(内訳：委託会社 年率0.13%、受託会社 年率0.02%)

ロ. 株式の貸付を行った場合、品貸料に50%を乗じて得た額

#### 3. 日程

2024年3月15日まで 金融庁へ届出

2024年3月16日 変更日

#### 4. 変更に関する書面決議手続き

当該投資信託約款変更は、投資信託及び投資法人に関する法律に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議手続きは行ないません。

投資信託約款の新旧対照表

変 更 後	現 行
<p>(信託報酬等の額および支弁の方法)</p> <p>第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、次の第1号の額に第2号の額を加算して得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の15以内の率を乗じて得た額</li> <li>2. 第23条第1項の規定に基づく信託財産に属する株式の貸付にかかる品貸料（貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に100分の50以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に100分の50以内の率を乗じて得た額</li> </ol> <p>②～③ (略)</p>	<p>(信託報酬等の額および支弁の方法)</p> <p>第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、次の第1号の額に第2号の額を加算して得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の16以内の率を乗じて得た額</li> <li>2. 第23条第1項の規定に基づく信託財産に属する株式の貸付にかかる品貸料（貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に100分の50以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に100分の50以内の率を乗じて得た額</li> </ol> <p>②～③ (略)</p>

以上